

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

Vol. 73 「企業役員の女性比率等の記載を義務付ける内閣府令の改正」

について

平成 26 年 10 月 23 日に内閣府令第 70 号「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下「本改正」という。)が公布されました。

1. 本改正の背景及び概要

本改正の背景として、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014 -未来への挑戦-」では、「女性の更なる活躍促進」として以下のように提言されています。

「税制・社会保障制度等を女性の働き方に中立的なものにすべく総合的な検討に着手するとともに、『2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%』を達成するために、国、自治体、企業が果たすべき役割を定め、女性の活躍を促進することを目的とする新法の提出に向けて検討を開始することとした。」

これを踏まえ、有価証券報告書等において、提出会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けることとしました。

2. 具体的な記載内容及び対象となる書類

有価証券報告書等に記載する具体的な内容は、【役員の状況】の表の欄外に、役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載することになりました。

対象となる書類は、有価証券届出書及び有価証券報告書だけでなく、前年度の有価証券報告書提出後に役員の異動があった場合の四半期報告書や半期報告書も対象になります。有価証券届出書(第二号様式第二部第 4 の 5)、有価証券報告書(第三号様式第一部第 4 の 5)、四半期報告書(第四号の三様式)、半期報告書(第五号様式)など。

3. 適用時期

本改正の規定は、平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び当該事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書から適用されます。